

学校において予防すべき感染症について

下記の感染症は、学校保健安全法により、出席停止となります。

これらの感染症にかかった場合は、すみやかに学校に連絡し、医師が指示する期間（参考：下表の「出席停止の期間の基準」、出席を控えてください。登校を開始する際には、別紙「診察結果報告書」（医療機関記入用）または「学校において予防すべき感染症に関する報告書」（保護者記入用）等を学校に提出してください。

学校において予防すべき感染症について

学校保健安全法 施行規則第19条第2号より

	感染症の種類	出席停止の期間の基準	備考
第一種	エボラ出血熱	治癒するまで	
	クリミア・コンゴ出血熱		
	痘そう		
	南米出血熱		
	ペスト		
	マールブルグ病		
	ラッサ熱		
	急性灰白髄炎		
	ジフテリア		
	重症急性呼吸器症候群(SARSコロナウイルスに限る)		
	中東呼吸器症候群(MERSコロナウイルスに限る)		
	特定鳥インフルエンザ		
※上記の他、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症			
第二種	インフルエンザ(特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く)	発症後5日を経過し、かつ、解熱後2日を(幼児は3日)経過するまで	ただし、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるときは、この限りではありません。
	百日咳	特有の咳が消失するまでまたは5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで	
	麻疹	解熱後3日を経過するまで	
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹発現後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで	
	風しん	発しんが消失するまで	
	水痘	すべての発しんが痂皮化するまで	
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで	
	新型コロナウイルス感染症	発症後5日を経過し、かつ、症状軽快後1日を経過するまで	
	結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで	
	髄膜炎菌性髄膜炎		
第三種	コレラ	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで	
	細菌性赤痢		
	腸管出血性大腸菌感染症		
	腸チフス		
	パラチフス		
	流行性角結膜炎		
	急性出血性結膜炎		
	その他の感染症		